

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

「障害者白書（平成 28 年度版）」によると、現在の日本における障がいのある人の概数は、身体障がい者が 393 万 7 千人、知的障がい者が 74 万 1 千人、精神障がい者が 392 万 4 千人とされています。複数の障がいを併せ持つ者もいるため、単純な合計にはならないものの、国民のおよそ 6.7%が何らかの障がいを有していることになります。

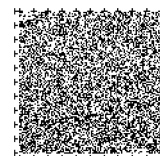
近年における本市の障害者手帳所持者数は微減傾向に転じており、平成 27 年度末の障がいのある人は 1,587 人（重複あり）と、総人口に占める割合は 5.1%で、国の平均を若干下回っています。人数的には増加していないものの、新たに発達障がい*や難病*の方が障がい福祉サービスの対象となるなど、複雑化・多様化する障がい福祉に関するニーズへの適切な対応が求められています。

このような状況の中、国では、近年、障がい者に関する様々な法律や制度改革を集中的に推進してきました。平成 22 年には障害者自立支援法を改正し、さらに平成 25 年には、この法律の名称を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）と改めると同時に、目標として障がい者の地域の生活を総合的に支援することを掲げました。また、平成 23 年には「障害者基本法」の改正、平成 24 年には「障害者虐待防止法」の施行、平成 25 年には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」の制定（平成 28 年 4 月施行）と、障がい者をめぐる法制度を大きく変革させてきました。このような一連の法改正を受け、平成 26 年には「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」を批准しています。

本市では、平成 19 年度に策定した『障害者計画・障害福祉計画』、平成 27 年度に策定した『第 4 期中央市障がい福祉計画』に沿って、障がい者を支援するための施策を行ってきました。社会情勢の変化や障がいのある人のニーズに対応するため、新たに『第 2 次中央市障がい者計画』を策定します。

* 発達障がい：平成 17 年 4 月施行の発達障害者支援法では、自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障がい、学習障がい（LD）、注意欠陥／多動性障がい（AD／HD）、その他これに類する脳機能の障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するものとしている。

* 難病：平成 25 年 4 月より障害者総合支援法の障がい者の範囲に難病の方が加わり、平成 27 年 1 月から対象疾病が 130 から 151 疾病に拡大された。



2 計画の性格・位置づけ

中央市の障がい者施策 及び 障がい者福祉サービスに関係する主要な行政計画として、「障がい者計画」と「障がい福祉計画」の2つがあります。

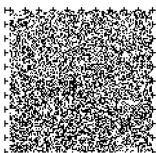
「障がい者計画」は、『障害者基本法』第11条第3項に基づき、障がい者施策の基本方向を総合的かつ体系的に定める計画です。これに対し「障がい福祉計画」は、『障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）』第88条に基づき障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保について、具体的なサービス量等を定めている事業計画です。

今回、現行の「中央市障害者計画（平成19年度～平成28年度）」の計画期間が終了となることから、これまでの計画を見直し、平成29年度から平成35年度までの7年間で計画期間とする新たな「中央市 第2次障がい者計画」を策定します。

< 計画の性格 >

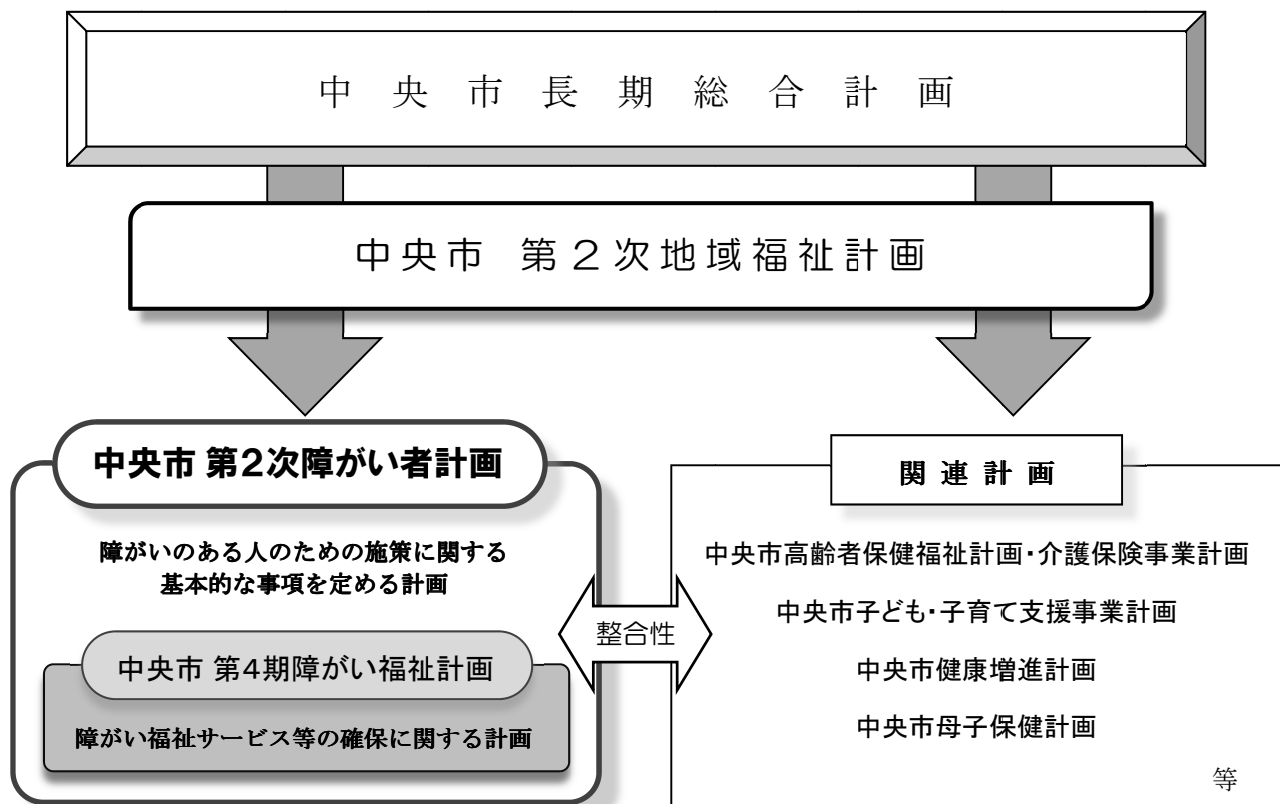
	中央市 障害者計画	中央市 第4期障がい福祉計画
根拠法令	障害者基本法 第11条 第3項	障害者総合支援法 第88条
位置づけ	障がいのある人のための施策に関する基本的な事項を定める計画	障がい福祉サービス等の確保に関する計画
基本理念	地域で支え合いながら、安心して自立した生活を送ることのできる共生社会の実現	
基本目標等	【基本目標】 ① 自立支援と社会参加の促進 ② バリアフリーのまちづくり ③ 障がい者理解の促進と地域生活支援体制の充実 ④ 相談体制 及び 情報体制の整備	【基盤整備に関する基本的な視点】 ① 障がいのある人の自己決定の尊重と意思決定の支援 ② 市を基本とした身近な実施主体と障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施 ③ 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備 ④ 障がい児支援の提供体制の確保
計画期間	平成19年度～平成28年度 (自治体によって異なるが、概ね5年～10年程度)	平成27年度～平成29年度 (平成18年度より、3年を1期として策定)

今回、基本目標等を含め、
見直した計画はこちら



また、中央市の最上位計画である「中央市長期総合計画」をはじめ、同時並行で今年度見直し策定される「第2次地域福祉計画」等の関連計画との整合性を保ちます。

< 計画の位置づけ >



3 計画の期間

今回、見直し策定する「中央市 第2次障がい者計画」の計画期間は、平成29年度～平成35年度の7年間とします。ただし、計画期間内に、障がいのある人を取り巻く環境に大きな変化が生じた場合は、その都度計画を見直すこととします。

< 計画の期間 >

平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度	平成 35 年度	平成 36 年度	平成 37 年度	平成 38 年度
障がい者計画 (H19～H28)			第2次障がい者計画(平成29年度～平成35年度)						第3次障がい者計画 (H36～)		
第4期 障がい福祉計画			第5期 障がい福祉計画		第6期 障がい福祉計画			第7期 障がい福祉計画			

